

運営指導及び監査について

和歌山県障害福祉課 施設福祉班

1. 集団指導と運営指導

・集団指導

指定障害福祉サービス事業者に対して、過去の指導事例、留意点及び制度の改正内容等について、原則として年1回講習会（令和3年度より配信）形式で開催する。

・運営指導（令和5年度まで実地指導という名称）

サービスの内容等又は介護給付費等の請求の適正化を図ることを目的に定期的（6年、3年又は2年に1回）に事業所を訪問して実施する。

必要と判断される場合や苦情の通報等があれば、連年で又は臨時に運営指導を実施することがある。

2. 監査とは

監査とは

サービスの内容や介護給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合(指定基準違反等)に、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを主眼に実施する。

次ページ参照

対象

通報・苦情・相談等に基づく情報や、運営指導において確認した情報から、次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われ、その確認について必要と認められる施設・事業所

2. 監査とは(対象事業所)

- ① 障害福祉サービス等の内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ② 給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ③ 指定の基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき
- ④ 度重なる運営指導によっても障害福祉サービス等の内容又は給付費等の請求に改善がみられないとき
- ⑤ 正当な理由がなく運営指導を拒否したとき
- ⑥ 利用者に対する虐待(の疑い)があるとき又は事業所内で重大な事故等が発生したとき

2. 監査とは（行政上の措置）

監査の結果、法の規定に基づき、県は、「勧告」「命令」「指定の取消し等」の行政上の措置を機動的に行う。

① 勧告

期限を定めて、基準の遵守について勧告することができる。

期限内に従わなかった場合は公表できる。

② 命令

正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。命令した場合は公示される。

2. 監査とは（行政上の措置）

③ 指定取消し等

指定基準等に重大な違反があった場合は、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。指定取消し等をした場合は公示することとなる。

※ 命令、指定取消し等を行う前に聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

経済上の措置

県が命令又は指定の取消等を行いかつ返還金が生じる場合は、関係市町村は原則として、返還金＋加算金（返還金の40／100）の返還を命じることになる。

3. 行政処分例(令和6年度)

区分	効力発生日	サービス種別	行政処分理由及び取消理由
指定の一部効力停止3か月 (新規の利用者受入停止)	令和6年9月1日	障害者支援施設 (生活介護、施設入所支援、短期入所)	①障害者の人格尊重義務(障害者総合支援法)違反 ②障害者虐待防止法違反 1名の支援員が10名の利用者に身体的虐待及び心理的虐待を行った。(利用者の目と口を養生テープでふさぐ、叩く、蹴る、部屋に押し込める等) また、当該支援員の虐待を複数の同僚職員が目撃していたのに、上司への報告や市町村への通報をしなかった。
指定取消	令和7年2月1日	居宅介護、重度訪問介護	①不正請求 1名の利用者について、実態と異なるサービス提供記録を作成し、実際には行われていない介護給付費を請求した。 ②虚偽報告 県の監査において、実態と異なるサービス提供記録等の帳簿書類を県に提出した。

4. まとめ

- ・利用日数の水増しによる不正請求は、いずれ分かります。⇒ 行政処分へ
- ・指定申請時の勤務形態一覧表が虚偽の場合 ⇒ 行政処分へ
(やむを得ない理由で雇用予定者を確保できなくなった場合は、県に報告・連絡を)
- ・障害者に対する虐待があった場合も、その程度・規模によっては行政処分に問われます。